

伊丹市肝炎ウイルス検査推進事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は，伊丹市がん検診・健康診査等実施要綱に基づき，市が実施する肝炎ウイルス検査について，特定の年齢の者に個別に受診を呼びかける受診勧奨を実施し，自己負担金を免除することにより，検査の受診促進を図るとともに，肝炎ウイルス感染の早期発見と正しい知識の普及啓発を図り，もって健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は，受診する日において市内に住所を有する者で，肝炎ウイルス検査を実施する日の属する年度（以下「当該年度」という。）の4月1日時点において，40歳，45歳，50歳，55歳，又は60歳の者であって，次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）過去にB型及びC型肝炎ウイルス検査を受診したことがない者
- （2）B型及びC型肝炎の治療中でない者

（クーポン券の交付）

第3条 市長は，肝炎ウイルス検査を受診する際に負担する費用（以下「自己負担金」という。）を免除するクーポン券（以下「クーポン券」という。）を次の各号のとおり交付するものとする。

- （1）当該年度の4月20日（以下「基準日」という。）において市内に住所を有し，前条各号のいずれかに該当する者に対して，当該年度の第1四半期中に交付するものとする。ただし，4月20日時点において対象者前条各号のいずれかに該当する者を選定することが技術的に不可能である等やむを得ない事情がある場合は，直前の平日を基準日とする。
- （2）基準日以降に転入等により対象者となった者が受診を希望する場合には，その都度，交付するものとする。

(クーポン券の再交付)

第4条 クーポン券の交付を受けた者が、クーポン券を紛失又はき損したときは、市長が必要と認める場合に限り、再交付を受けることができる。

(クーポン券の提出)

第5条 市が行う肝炎ウイルス検査受託機関（以下「受託機関」という。）において、肝炎ウイルス検査を受けようとする対象者は、第3条で交付を受けたクーポン券を受託機関に提出するものとする。

(自己負担金の還付の申請及び決定等)

第6条 当該年度の4月1日からクーポン券の交付を受けた日までの間に、伊丹市肝炎ウイルス検査を受診した対象者で、自己負担金の還付を受けようとする者は、当該検査を受診した日の属する年度の2月末日までに肝炎ウイルス検査推進事業自己負担金還付申請兼請求書(様式第1号)に領収書及びクーポン券を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その記載事項を確認し、肝炎ウイルス検査推進事業自己負担金還付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に対し還付金支給対象者への該当又は、非該当について通知するとともに、該当する場合は速やかに、その指定する口座に振り込むことにより、還付金を支払うものとする。

(台帳の作成)

第7条 市長は、対象者について、氏名、住所、生年月日、その他必要な事項を記載した対象者台帳を作成するものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施 行 期 日)

こ の 要 綱 は , 平 成 3 0 年 6 月 1 日 から 施 行 す る 。

付 則

(施 行 期 日)

こ の 要 綱 は , 平 成 3 1 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

付 則

(施 行 期 日)

こ の 要 綱 は , 令 和 2 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

付 則

(施 行 期 日)

こ の 要 綱 は , 令 和 3 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

付 則

(施 行 期 日)

こ の 要 綱 は , 令 和 7 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。